

狩獵者必携

令和6年度

滋賀県

滋賀県

※下記位置図の国有林および官行造林地内へ入林される場合は別途入林届が必要ですので、事前に上記事務所へお問い合わせください。

〈滋賀県で狩猟する人のために〉

滋賀県には天然記念物等保護を必要とする鳥類が飛来しています。

(1) 滋賀県知事の交付する狩猟者登録証がなければ、滋賀県内での狩猟はできません。

令和6年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区等位置図

自然公園による特別保護地区

保護区

特別保護地区

休猟区

特定猟具使用禁止区域(銃器)

特定猟具使用禁止区域(銃器)の番号

銃器規制地域

猟区

鳥獣保護区

鳥獣保護区番号

国所有林及び官有造林地

初猟日(11月15日)の大津市における日出は6時31分、日没は16時51分です。(別表参照)

(注1) 日出・日没時刻は、地域によって異なるので、各自確認の上出猟して下さい。

(注2) 平成29年度からニホンジカ・イノシシに限り初猟日は11月1日に変更になりました。

狩猟者登録証は必ず返納しましょう。

メッシュ番号→200

①←特定猟具使用禁止区域(銃器)の番号

鳥獣保護区番号→⑦

ヤマトリノ亜種コシジロヤマト	全国の区域
----------------	-------

この作業道との交点に引き、同所から同作業道を北に延びる水木林道との交点に引き、同所から同林道を北に延びる町道四町寺原線無名橋に引き、同所から同町道を北進し三草山南面生産森林組合林と私有林の境界線との交点に引き、同所から同境界線

この地区の形成に当たっては、国土地理院長の承認を経て、同院発行の10万分1地形図を借用した。（係属国庫 第32号地籍 第428号）